

# 箱根山の噴火警戒レベルの「警戒が必要な範囲」の改定について

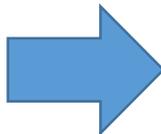
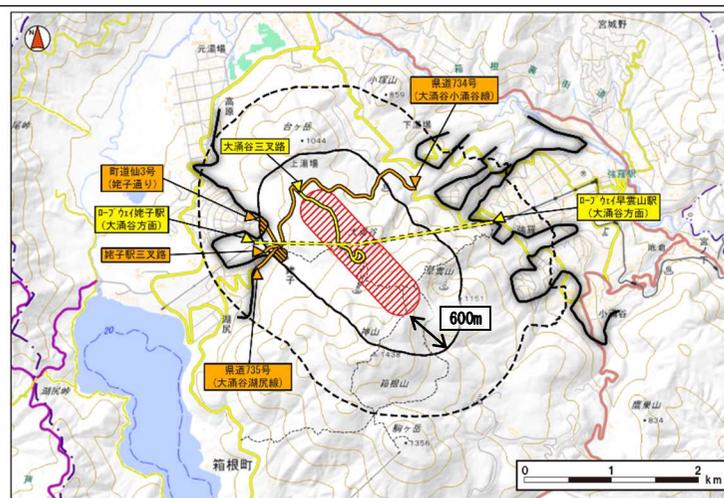
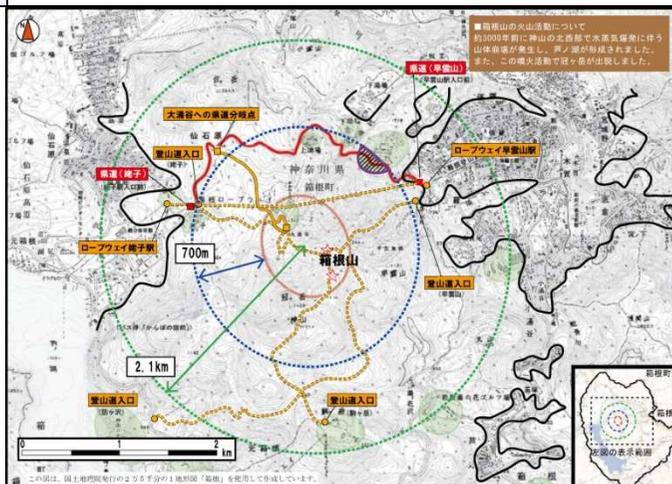
○ 箱根山では、火山防災協議会による協議の結果、想定火口域及び噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

## 現行

現行	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和7年3月27日まで)
レベル5	想定火口域から 700m 程度を超える範囲
レベル4	想定火口域から 700m 近くの範囲
レベル3	想定火口域から 700m 以内の範囲
レベル2	
レベル1	

## 改定後

改定後	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和7年3月28日以降)
レベル5	想定火口域から 600m 程度を超える範囲
レベル4	想定火口域から 600m 程度近くの範囲
レベル3	想定火口域から 600m 程度以内の範囲
レベル2	(想定火口域の形状変更)
レベル1	



●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞

レベル5（避難）：危険な居住地域（赤線）からの避難等。

レベル4（高齢者等避難）：警戒が必要な居住地域（緑線）での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。

レベル3（入山規制）：想定火口域の端から約700m以内の入立禁止。乗道（赤線）は通行できません。

レベル2（火口周辺規制）：想定火口域（赤線）周辺の立入禁止。乗道（赤線）、登山道等（黒線）は通行できません。

レベル1（連火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域（赤線）内への立入規制等。

●この図は「箱根町（大涌谷）火山避難計画」（箱根火山防災協議会、平成27年8月）に基づき作成しています。

●箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根火山防災協議会において作成されました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。

●特定地域は、居住地域よりも想定火口に近く、別荘等の施設が含まれる地域です。居住地域よりも早い段階（レベル3）で避難が必要となります。

**噴火警戒レベルに応じた防災対応**

- レベル5：危険な居住地域からの避難等
- レベル4：警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等（※箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地域が想定火口域に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令）
- レベル3：想定火口域から最大600m程度の範囲（赤線）の立入規制。乗道（赤線）は通行できません（規制位置）
- レベル2：想定火口域（赤線）周辺の立入規制。乗道（赤線）、登山道等（黒線）は通行できません（規制位置）（※ロープウェイ駅及び早雲山駅への出入りは可能です）
- レベル1：状況に応じて想定火口域（赤線）内への立入規制等

**凡例**

- 想定火口域
- 居住地域
- 特定地域
- 大きな噴石の影響範囲（レベル3：想定火口域から最大600m程度）
- 大きな噴石/火砕流・火砕サージの影響範囲（レベル4、5：想定火口域から最大1.7km程度）
- 規制位置（レベル2）
- 規制道路（レベル2）
- 規制ロープウェイ（レベル2）
- 規制位置（レベル3）
- 規制道路（レベル3）